

参加意思確認公募

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

2025年12月5日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業務名称 :

2025-2027年度課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」に係る研修委託契約

(調達管理番号 : **25a00750**)

2. 参加意思確認書の提出方法 :

(1) 提出期限 : 2025年12月19日(金)

(2) 提出先 : 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課

(3) 提出方法 : 電子メール(メールアドレス : e_sanka@jica.go.jp)

詳細は「参加意思確認公募実施要領」参照

3. その他

「参加意思確認公募実施要領」のとおり

以上

参加意思確認公募 実施要領

件名：2025-2027 年度課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」に係る研修委託契約

(調達管理番号：25a00750)

2025 年 12 月 5 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、「2025-2027年度課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」に係る研修委託契約」について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

参加意思確認公募とは、該当の業務を唯一履行できると特定した者（以下「特定者」という。）との随意契約を想定する契約について、調達手続きの透明性、競争性を確保するため、機構が特定者のほかに契約を実施可能で、参加の意思がある者の有無を確認する制度です。

期限までに本公募への応募者がいなければ、機構は特定者を契約相手方として手続きを開始します。応募者がいる場合、機構は応募者が応募要件を満たすか審査し、満たしていない場合は指名競争手続きに移行します。

本研修委託業務契約は、2025年度に実施する研修を対象とします。コース全体は、2027年度まで計3回実施される予定です。2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026-2027年度の継続契約を行います（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除きます）。

本研修委託業務契約の履行期間は現時点の想定で下記の通りです。

2026年2月上旬～2026年6月下旬

※2026-2027年度継続契約は、2026年7月上旬～2027年11月下旬を想定します。

1. 提出先

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第三課
電子メールアドレス : e_sanka@jica.go.jp

2. 提出期限

2025年12月19日（金）正午（必着）

3. 提出書類

- （1） 参加意思確認書（別紙2参照）
- （2） 基本的要件に関する書類
 - 1) 令和07・08・09年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
 - 2) 資本的関係又は人的関係に関する申告書書（該当なしの場合も提出します。）（※）
 - 3) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下を提出ください。
 - ・共同企業体結成届（※）
 - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記（2）1）、2))

※（2）2)・3)の※様式は以下URLよりダウンロードしてください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

4. 提出方法

上記2. の提出期限までに、上記1. の電子メールアドレス宛に、電子データでのご提出をお願いいたします。

メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_参加意思確認書

＜提出時の留意事項＞

- ・当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記1. の連絡先までお問い合わせください。
- ・当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電子メールアドレスにお問合せください。

5. 審査結果の通知

2025年12月26日（金）正午以降に電子メールにて連絡します。

6. 応募要件を満たさない場合の理由請求

- （1）期限：2026年1月9日（金）正午まで
- （2）請求方法：上記1. の電子メールアドレス宛に、ご連絡をお願いいたします。
メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_理由請求
- （3）回答方法：10営業日以内を目途に回答

7. その他関連情報

<p>（1）業務の目的・内容</p> <p>別紙1 業務仕様書（案）のとおり</p>
<p>（2）特定者</p> <p>① サブサハラ・アフリカ域内における小規模灌漑技術（COBSI）の普及を見据えた指導を目的とするため、同アプローチの開発経験及び現場での豊富な知見をもとに、対象国の状況を踏まえた研修指導を行うことが可能である。</p> <p>② 在外補完研修実施国のザンビアでは、特定者が10年以上に渡る協力を通じて築き上げた現地でのネットワークを活用し、効果的な研修プログラムの企画・実施が可能である。</p>

(3) 応募要件

以下「1) 個別要件」及び「2) 基本的要件」双方を満たしている者。

1) 個別要件

2026 年度、2027 年度の受託が可能なこと。

2) 基本的要件

I. 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供すること含む。以下同じ。）となることを認めません。参加意思確認書の提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法 律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年 規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準備成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 参加意思確認書の提出日に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 参加意思確認書の提出日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 参加意思確認書の提出日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

II. 積極的資格制限

契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3) 資本関係又は人的関係（様式に必要事項を記入）

参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外

の構成員である場合を除く。)。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
- iv. 組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：参加意思確認書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の

確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

4) 利益相反の排除

該当なし。

(4) 情報の公表について

競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

本公示への参加をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(ア) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象なる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(イ) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

(5) その他

- 1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。また、提出期限以降における参加意思確認書等の差替え及び再提出は認めません。
- 2) 参加意思確認書等の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
- 3) 参加意思確認書等は、本件審査の目的以外に使用しません。
- 4) 契約相手先以外の参加意思確認書等電子データについては、機構が責任をもって削除します。
- 5) 参加意思確認書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- 6) 応募要件を満たさないと認められた者は、その理由について説明を求めるることができますので、ご要望があれば「6. 応募要件を満たさない場合の理由請求」をご参照ください。
- 7) 審査の結果、競争手続き（指名競争入札（総合評価落札方式））に移行する場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- 8) 指名競争入札（総合評価落札方式）は、JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。
①認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備 詳細は JICA ウェブサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用 者登録）」をご参照ください。IC カードの発効には認証局によりますが、2～4 週間かかります。
【JICA ウェブサイト 電子入札システム ポータルサイト】
<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>
[registration_manual.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding/manual.pdf) (操作マニュアル（設定～利用 者登録）)

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【JICA ウェブサイト 団体情報登録】

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

9) なお、電子入札システムの対応が困難である場合は、参加意思確認書提出時にその旨をメールでご連絡ください。

以上

別紙1：業務仕様書（案）

別紙2：参加意思確認書

**2025-2027 年度課題別研修
「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」に係る研修委託契約
業務仕様書（案）**

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度及び 2027 年度については、「参加意思確認公募実施要領」P.4 7. その他関連情報（3）応募要件を参照。2026 年度及び 2027 年度の実施期間は 8 月上旬から 9 月上旬での実施を想定しているが、受託者と調整のうえで決定する。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」

（2）研修期間（予定）

【本邦研修】2026 年 3 月 31 日～4 月 18 日

【在外補完研修（ザンビア）】2026 年 4 月 19 日～5 月 2 日

（3）研修員（予定）

1) 受入人数：11 名（国別上乗せ 1 名を含む。定員は 12 名）

2) 研修対象国：スーダン、エチオピア、ウガンダ、ルワンダ、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、ザンビア、ジンバブエ、モザンビーク、ナイジェリア
※2026 年度、2027 年度の割当国は要望調査の結果によって決定される。

3) 対象組織：COBSI¹のようなコミュニティベースの小規模灌漑普及を担う部局。

4) 研修員資格要件：

- ① 職位：中央及び地方の農業担当官、あるいは灌漑担当官として COBSI の導入や普及を担う立場にあること
- ② 職務経験：関連分野で 5 年以上の経験があること
- ③ 語学：研修で使用する言語について十分な能力があること
- ④ 学歴：大学卒業または同等の学力を有する者
- ⑤ 年齢：30 歳～50 歳であることが望ましい
- ⑥ 健康：心身ともに健康な者

（4）研修使用言語

¹ Community-based Smallholder Irrigation（住民参加型の小規模灌漑）の略称。現地で入手可能な自然材料を用いて、住民参加により簡易な堰を建設し、小川や小規模な河川から灌漑用水を得るもの。

英語

(5) 研修の背景・目的

開発途上国においては、灌漑開発資金の不足により灌漑開発が進んでいないことや、既存の灌漑施設はあっても、その後の維持管理が適切になされていないことにより機能不全となっている状況が見受けられる。こうした課題に対応するため、マラウイ、ザンビアにおいて、COBSI (Community-Based Smallholder Irrigation) と呼ばれる小規模灌漑開発技術の導入が行われた。COBSI は、農村部でも入手可能な自然材料を用いて、住民参加により建設される超低コスト型の簡易堰を指す。COBSI の設置により、小規模な河川から圃場への灌漑が可能となることで、栽培面積や生産量の増加が期待される。ザンビアでは、灌漑農業の推進を目的とし、簡易堰の建設に加えて市場志向型農業振興 (SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) や栄養改善を一つのパッケージとした、COBSI アプローチが開発・実践されてきた。生産から販売・消費までの体系的なアプローチにより、農家の収入向上や、栄養状態の改善といった効果が見られた。

COBSI を通じて、マラウイとザンビアの各国において、約 5,000ha の灌漑面積増加が達成された。加えて、プロジェクト終了後も、先方政府や農家の自助努力によって新規の COBSI サイトが建設され、既存サイトにおいても維持管理がなされるといった正のインパクトも見られた。COBSI は、資金や技術面で脆弱な国における、持続可能な灌漑開発の可能性を示したともいえる。こうした成果が評価され、JICA は 2025 年に開催された TICAD 9において、COBSI のサブサハラ・アフリカ域内における広域展開計画を発表した。今後、COBSI の普及を担う人材育成や、他ドナーとの連携等により、灌漑開発を通じた農家の生計向上や各国気候変動対策に貢献することが期待される。

上述の COBSI 広域展開構想を踏まえて、JICA は、コミュニティベースの灌漑開発を担う中央および地方の農業担当官、及び灌漑担当官を対象に、各国で COBSI を普及するために必要な知識と技術の習得を目的に本研修を実施する。研修員はまず本邦にて、アフリカ地域における灌漑開発の課題、COBSI のコンセプト、COBSI アプローチ (SHEP や栄養改善を含む) などを講義、視察等を通じて学ぶ。加えて、在外補完研修では現場視察や堰の設置実習を通じて、各国での展開に必要となる実践的な技術を身に着ける。コース終了時にはアクションプランを作成し、その実践を通じて帰国後に COBSI の導入、及び普及を推進することが期待される。

(6) 案件目標

小規模灌漑 (COBSI) 開発アプローチ推進に必要な知識・技術を習得するとともに、自国における COBSI の普及を通じた農業振興を実践する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

1) 自国的小規模灌漑開発・水管理に係る現状と課題を理解する。

- 2) COBSI のコンセプトを理解し、実習と事例研究を通して適用方法を習得する。
- 3) COBSI アプローチの各コンポーネントとその実施事例・教訓を理解する。
- 4) COBSI の効果を確認するためのデータ収集・分析方法を理解する。
- 5) 自国で COBSI を普及展開するための留意点を理解し、活動計画を作成する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

以下の単元目標に沿って研修を実施する。現時点で想定する詳細な研修日程（案）は別添の通りだが、受託者からの提案も踏まえてプログラムを最終化する。

	単元目標	想定される研修項目
1	自國の小規模灌漑開発・水管理に係る現状と課題を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ インセプションレポート作成・発表 ・ 講義：サブサハラ・アフリカの灌漑開発ポテンシャルと課題 ・ 講義：日本の水管理の開発途上国への適用
2	COBSI のコンセプトを理解し、実習と事例研究を通して適用方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義：COBSI のコンセプトと実践および成果 ・ 講義/実習：簡易堰の設計・施工方法の説明とデモンストレーション ・ 実習：COBSI の建設/水路掘削（ザンビア）
3	COBSI アプローチの各コンポーネントとその実施事例・教訓を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義：COBSI アプローチのプロジェクト事例（ザンビア及びマラウイ） ・ 講義：SHEP アプローチ ・ 講義：COBSI アプローチへの栄養改善の活用事例 ・ 観察：COBSI サイト訪問（ザンビア）
4	COBSI の効果を確認するためのデータ収集・分析方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義：普及効果確認のための簡易的データ収集・分析方法
5	自國で COBSI を普及展開するための留意点を理解し、活動計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 討議：自國での COBSI 展開に向けた議論 ・ 実習：COBSI を自國に紹介する PPT 教材の作製と発表 ・ アクションプラン作成・発表

2) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

イ. 演習／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。日本やザンビアの具体的な事例見学を通じて、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ. 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

オ. 在外補完研修

COBSIを通じた農業振興が実践されているザンビアへ渡航して研修を実施する。農村における堰の視察及び受益農家との意見交換や、堰の設置実習を通じて、研修員が各国での普及にあたりより具体的なイメージを持つようになることを目的とする。なお、実施にあたってはザンビア農業省と連携して実施することで、同政府のオーナーシップ向上にも配慮する。

カ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。また、各レポートの狙いは以下の通り。

① インセプションレポート

自国の抱える小規模灌漑開発に関する課題、研修員の所属する組織のマンデート、研修員の担当業務、本研修で習得したい事項について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、本邦研修の参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。

② デイリー/ウィークリーレポート（または、理解度チェックテスト）

日次または週次にて、研修項目の整理や研修項目と課題分析との関連性、また追加的な質問等を取りまとめる。それによって、研修内容の定着並びに研修員からJICA・本契約の相手先への研修に係るフィード

ドバックの機会確保を目指す。

③ アクションプラン

本邦研修で学んだ知識やノウハウの要点と自国での適用方法について取り纏めたものとする。アクションプランの内容としては、研修員の所属組織・関係機関において COBSI の導入に向けた政策・戦略・制度の整備や、コミュニティレベルでの普及活動実施などが想定される。帰国後に実施がなされるよう、研修員の所属先や担当業務に沿って、実現可能な計画を策定することが重要となる。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング（0.5日）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション（0.5日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ. 評価会・閉講式（計2時間程度）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2026年2月9日～ 2026年6月26日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の（6）案件目標（7）単元目標を達成できるよう、（8）研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修開始に際して必要となる研修員への連絡・指示・質問回答
- 2) インセプションレポート内容の分析、同レポート精度向上のための研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- 3) 研修日程調整及び研修日程表様式（[mitumori_03.xlsx](#)）を用いた日程案の作成
- 4) 講師・見学先・実習先の選定

- 5) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 6) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 7) 講師・見学先への連絡・確認
- 8) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 9) 講義室・会場等の手配
- 10) 使用資機材の手配
- 11) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 12) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 13) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) コースオリエンテーションの実施
- 17) 研修員の技術レベルの把握
- 18) 研修員作成のレポート等の評価
- 19) 研修員からの研修分野に関する質問への回答
- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 21) 評価会、討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 27) 在外補完研修実施に係る事前準備、現地への同行、および実施補助

3. 成果品提出日

業務完了報告書及び精算報告書（証憑書類を含む）：提出期限 2026年6月12日

4. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則本業務受託者が行うこととする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 本研修においては、JICA 経済開発部の国際協力専門員、及び農業・農村開発協力における住民参加型の低コスト小規模灌漑（COBSI）にかかる有識者委員が研修内容の企画・検討・運営全般において指導・助言を予定している。そのため、JICA 経済開発部、JICA 筑波等の JICA 内関係部門等の意向・指示を都度踏まえつつ、密に連携・情報共有しながら業務を実施す

ること。

(4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、見積書作成、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

(5) COBSI の実施に係る知識・技術を国内の開発人材に共有することを目的とし、JICA 専門家や開発コンサルティング企業等に対して、本研修（本邦研修のみ）へのオブザーバー参加を認める想定している。

5. 保有個人情報の取扱い

本契約履行期間終了後、研修員からの質問・相談に対応するために必要な保有個人情報については、約款第 27 条第 1 項第 7 号の適用を除外する。なお、保有個人情報を保持し続ける限り、約款第 27 条は契約終了後も引き続き適用される。

6. 著作権の取扱いに関する例外

(1) 約款第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、受託者が提出した業務提出物 のうち、受託者又は第三者が本件研修のために新たに作成した著作物（教材及び動画）で、受託者又は第三者が原著作者となる著作物であって、本件研修の実施のために当該著作物に基づく二次的著作物が創作されていない場合、受託者が委託者に包括的な利用許諾を与えることを条件として、著作権譲渡の対象外とすることができる。

(2) 約款第 23 条第 3 項に基づき、約款第 8 条第 3 項に定める検査合格通知をもって、委託者に著作権が譲渡されることを予定する業務提出物のうち、研修教材、補助資料等及び研修動画については、監督職員が当該内容を確認したうえで、本件研修の実施に必要な範囲において、委託者を著作権者として表示するものとする。

7. 参考

研修事業における著作権ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/copyright.html>

以上

參加意思確認書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事 殿

住所：

商号又は名称：

代表者役職・氏名：

【契約書署名欄に記載される役職： 】※2

【代理人の役職・氏名： 】※3

(担当者氏名 :

)

(電話 :

)

(E-mail :

)

(文書送付先住所 :

) $\times 4$

別紙：提出書類（基本的要件に関する書類）

以上

※1 共同企業体を結成する場合においては、共同企業体構成員全ての参加意思確認書を共同企業体代表者がまとめて提出してください。

※2 代表者役職と、契約書署名欄に記載される役職が異なる場合に記入してください。

例) 代表者役職「代表理事」、契約署名欄に記載される役職「理事長」

※3 代理人の場合には、委任状の提出が必要です。委任状様式は以下 URL の「競争参加資格の確認・結果通知」よりダウンロードしてください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

※4 会社住所と異なる場合にご記入ください。